資料２―１

新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金について

令和３年５月　新潟県県民生活・環境部県民生活課

１　補助金の目的

犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、地域が寄り添う姿勢を示し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を支援するため、市町村が支給した見舞金に対し、県がその一部を補助するもの。

※　被害者等にとって最も身近な行政窓口である市町村が支援の主体として対応することが、被害者等の心の支えとなり、早期の立ち直りにつながることから、市町村が実施主体となる支援制度とし、県はそれを後押しする。

２　補助対象事業の概要

<table>
<tr><td colspan="2">補助の対象</td><td>（１）遺族見舞金</td><td>（２）重傷病見舞金</td></tr>
<tr><td colspan="2">内 容</td><td colspan="2">犯罪行為により死亡した者の遺族に対し、
市町村が一時金として支給した見舞金</td><td>犯罪行為により重傷病を負った者に対し、
市町村が一時金として支給した見舞金</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助率等</td><td colspan="2">補助率：１／２　補助上限額：１５万円</td><td>補助率：１／２　補助上限額：５万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">要件等</td><td rowspan="2">対象となる者</td><td>◎ 犯罪行為により死亡した者の第１順位遺族
【遺族の範囲】※ 犯罪行為の加害者は対象外
○ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
【遺族の順位】※ 第１順位遺族が複数の場合は、代表者１名のみ
① 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）
生計維持関係のある②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
生計維持関係のない⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹</td><td>◎ 犯罪行為による負傷又は疾病により、
療養期間が１か月以上かつ
通算３日以上の入院
（精神疾患の場合は通算３日以上労務に服することができない）
と医師の診断を受けた被害者本人</td></tr>
<tr><td colspan="2">◎ 犯罪行為が発生したときに県内に住所を有し、かつ、申請時に申請先市町村に住所を有する者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象となる犯罪行為</td><td colspan="2">【犯罪行為の定義】
◎ 日本国内又は日本国外にある日本船舶・日本航空機内で行われた、刑法その他の刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為
（刑法§37 緊急避難、§39 心身喪失、§41 責任年齢（13 歳以下）も含む）
ただし、刑法§35 正当行為、§36 正当防衛による行為や過失による行為を除く。
⇒ 主な想定行為：殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為
※ 警察に被害が認知された犯罪行為であること
※ 原則、見舞金申請日の１年以内に発生した犯罪行為であること（やむを得ない理由が認められる場合、当該理由がなくなった日から６か月以内に申請）</td></tr>
<tr><td colspan="2">○ 令和３年４月１日以降に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病に適用</td></tr>
<tr><td>補助金交付の制限</td><td colspan="2">第１順位遺族や被害者本人が、以下の場合は補助金を交付しないことができる。
・加害者と親族関係（事実婚を含む）にあったとき　・犯罪行為を誘発したときやその責めに帰すべき行為があったとき
・暴力団員や暴力団関係者であったとき　・その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと認められるとき</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助の流れ</td><td colspan="2">（被害者等：見舞金申請→ 市町村：審査・支給決定→）補助金申請 ⇒ 審査・交付決定 ⇒（市町村：被害者等へ見舞金支給→）実績報告 ⇒ 額の確定・補助金交付
※ 適宜、市町村の事前相談等に応じ補助事業の円滑化に努める</td></tr>
</table>